



第43期 定時株主総会 招集ご通知

2021年3月1日から2022年2月28日まで

株主総会参考書類
招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類(連結・個別)
- 監査報告

開催情報

日時: 2022年5月20日(金曜日)

午前9時 受付開始

午前10時 開会

場所: 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

イオンタワー別棟3階 多目的ホール



ミニストップ株式会社

証券コード: 9946

【当日のご来場自粛と インターネットによるライブ中継ご活用のご願い】

本年は、インターネットによるライブ中継が行える株主総会として実施いたしますので、是非ご活用ください。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から当日のご来場は自粛いただき、郵送またはインターネットによる議決権行使を是非ともご願い申し上げます。

なお、安全上の理由により、お土産の配布およびドリンクの提供は中止させていただきます。

株主の皆さまへ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

代表取締役社長 藤本明裕

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年5月19日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2022年5月20日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場所 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンタワー別棟3階 多目的ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第43期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告の内容および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以上

- 第43期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役および会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 第43期定時株主総会の決議の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトへ、2022年5月21日（土曜日）以降に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.ministop.co.jp/>)

議決権の行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合



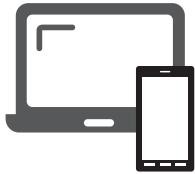
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 郵送による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年5月19日（木曜日）午後5時までに到着するようご郵送ください。

C インターネットによる議決権の行使の場合



52ページの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、ご所有のパソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示されたログインID、仮パスワードまたはご登録のパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

目次

招集ご通知	1
株主総会インターネットライブ 配信のご案内	3
株主総会参考書類	6
（添付書類）	
事業報告	18
連結計算書類	
連結貸借対照表	41
連結損益計算書	42
連結株主資本等変動計算書	43
計算書類	
貸借対照表	44
損益計算書	45
株主資本等変動計算書	46
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	47
会計監査人の監査報告書 謄本	49
監査役会の監査報告書 謄本	51
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	52

<機関投資家の皆さまへ>

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

株主総会インターネットライブ配信のご案内

株主総会当日にご自宅からでも株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席・役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2022年5月20日（金曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※ 天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。

配信の可否、状況等につきましては、随時当社ホームページ等によりご案内させていただきます。

2. 視聴方法

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

(1)上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。

(2)株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集ご通知同封の「議決権行使書用紙」の右側（副票）の下に記載しております議決権行使WEBサイトの「ログインID」と「仮パスワード」と同じものを使用しております。

※ 議決権行使WEBサイトの仮パスワードは、初回ログイン時に任意のパスワードに変更していただきますが、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」では変更後のパスワードが引き継がれません。そのため、議決権行使書用紙右下の「仮パスワード」を継続してご利用いただきますので、議決権行使書用紙の右側（副票）はお手元にお控えいただきますようお願いください。

※ 本サイトの公開期間は、本招集ご通知到着時～2022年5月20日（金曜日）午後5時です。公開期間外は、株主さま認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。

(3)ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

※ 当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ・インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ・議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書用紙の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い致します。
- ・インターネットからの株主総会へのご参加は、株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ・同封の議決権行使書用紙を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
- ・ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iOS 13.0以降	iOS 12.0以降	Android 8.0以降
ブラウザ* 各種最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※ 上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9：00～17：00、ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了まで）

3. 【ご参考】株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内

(1) 株主さま認証画面（ログイン画面）

ログインIDと仮パスワードは、同封の「議決権行使書用紙」の右側（副票）の下に記載しているものを使用します

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
第4号	賛	否
第5号	賛	否
第6号	賛	否
第7号	賛	否

(画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合があります)

↑ 議決権行使書用紙の右側（副票）

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

- ①同封の「議決権行使書用紙」の右側（副票）の下に記載のログインIDと仮パスワードを入力してください。
- ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(2) ポータルサイト（株主総会当日）

- ①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※ 当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

- ②当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- ③当日ライブ視聴ページが表示されます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 電子提供制度採用について

現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）につきまして、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

(2) 事業目的追加について

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。「変更案 第2条 8.前各号の物品の配達、レンタル、輸出入およびこれらの代行業」を追加するものであります。なお、条文の配列を業種別にするため順序を変更しております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部が変更箇所であります。）

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ～5. (条文省略)	1. ～5. (現行通り)
6. <u>住民票、戸籍、印鑑証明書等に関する受託収納代行</u>	6. (変更前定款第2条10号より移設)
7. <u>電気、ガス、水道、放送受信等に関する公共料金収納代行業務ならびに通信販売等に関する代金の受託収納代行</u> < 新 設 >	7. (変更前定款第2条12号より移設)
8. <u>代金前払方式での磁気カードおよび商品券の発行ならびに販売</u>	8. <u>前各号の物品の配達、レンタル、輸出入およびこれらの代行業</u>
9. <u>薬局、飲食店、遊戯場、スポーツ施設、学習塾、プレイガイド、カルチャーセンター、駐車場およびガソリンスタンドの経営</u>	9. (変更前定款第2条6号より移設)
10. <u>自動車、オートバイ、自転車、軽車両、運搬車およびこれらの部品、付属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業</u>	10. (変更前定款第2条7号より移設)
	11. (変更前定款第2条8号より移設)

現行定款	変更案
11. <u>情報処理サービス業および情報提供サービス業、労働者派遣事業、電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供およびその代理業</u>	12. (変更前定款第2条9号より移設)
12. <u>ゲーム機器、ゲーム・ミュージック・映像ソフトおよびコンピュータソフトウェアの製造、販売、輸出入、賃貸ならびにその取次業</u>	13. (変更前定款第2条11号より移設)
13. <u>インターネット等の通信システムを利用した情報の収集処理及び販売並びに各種情報提供サービス業</u>	14. (変更前定款第2条13号より移設)
14. <u>ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業および商品棚卸受託業</u>	15. (変更前定款第2条14号より移設)
15. <u>写真業、自動車運送事業、貨物運送取扱事業、旅行業法に基づく旅行業および印刷出版に関する業務</u>	16. (変更前定款第2条15号より移設)
16. <u>不動産および店舗、店舗設備、什器備品の売買、賃貸、仲介、管理ならびに土木建築工事、室内装飾の請負業</u>	17. (変更前定款第2条16号より移設)
17. <u>金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金の代行、有価証券の投資・運用・売買ならびにクレジットカード業、クレジットカード取次業および総合リース業</u>	18. (変更前定款第2条17号より移設)
18. <u>有価証券売買、売買等の媒介、取次、代理業務</u>	19. (変更前定款第2条18号より移設)
19. <u>銀行代理業</u>	20. (変更前定款第2条19号より移設)
20. <u>外国為替取引業および両替業</u>	21. (変更前定款第2条20号より移設)
21. <u>商品棚卸、ビルメンテナンス、塵芥収集等各種委託取次業</u>	22. (変更前定款第2条21号より移設)
22. <u>損害保険代理業および生命保険募集に関する業務</u>	23. (変更前定款第2条22号より移設)
23. <u>発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業</u>	24. (変更前定款第2条23号より移設)
24. <u>前各号に掲げる事業に関するフランチャイズシステムによるコンサルタント業</u>	25. (変更前定款第2条24号より移設)
25. <u>前各号に掲げる事業に係る技術援助・指導ならびに投資に関する事業</u>	26. (変更前定款第2条25号より移設)
26. <u>前各号の事業への投資および融資</u>	27. (変更前定款第2条26号より移設)
27. <u>前各号に関連する一切の業務</u>	28. (変更前定款第2条27号より移設)
第3条～第14条 (条文省略)	第3条～第14条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第16条～第39条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日の経過後はこれを削除する。</p> <p>第16条～第39条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため2名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 ふじもと あきひろ
藤本 明裕

再任

生年月日	1962年7月19日	所有する当社の株式数	12,199株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年 3月 当社入社 2001年 3月 当社マーケティング室長 2002年 6月 エムエス九州株式会社代表取締役社長 2005年 2月 当社東日本営業本部長 2005年 5月 当社取締役 2008年 3月 当社ファストフード商品本部長 2010年 2月 当社商品本部長 2011年 5月 当社常務取締役 2012年 2月 当社商品担当 2012年 5月 当社取締役常務執行役員 2013年 3月 当社中国担当 2013年 4月 青島ミニストップ有限公司総経理 2014年 5月 当社常務執行役員 2017年 5月 当社代表取締役社長（現任） 2020年 3月 当社代表取締役社長兼営業開発担当		
取締役候補者とした理由	エムエス九州株式会社代表取締役社長および青島ミニストップ有限公司総経理としての豊富な経験に加え、2017年5月より当社代表取締役社長を務め、当社事業に幅広く精通しており、引き続き取締役候補者とすることが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	藤本明裕氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 みやざき たけし 宮崎 剛

新任

生年月日	1970年6月14日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1993年 4月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2001年 9月 同社秘書室 2009年 7月 イオンリテール株式会社まいばすけっと事業部 2012年 1月 まいばすけっと株式会社営業部長 2013年 3月 同社取締役後方統括部長 2015年 4月 同社取締役営業・後方統括部長 2016年 1月 同社取締役人材開発部長 2017年 3月 アコレ株式会社代表取締役社長 2018年 4月 イオンビッグ株式会社代表取締役社長 2019年 9月 イオン株式会社ディスカウント事業PT 2020年 4月 同社財経担当兼財務部長 2022年 3月 同社経営管理担当（現任）		
取締役候補者とした理由	イオングループ企業の経営者として豊富な経験と実績を有しているほか、財務部門、経営管理部門に精通しており、取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	宮崎 剛氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 ほった まさし 堀田 昌嗣

再任

生年月日	1965年10月2日	所有する当社の株式数	2,100株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1989年 4月 当社入社 2006年 2月 当社エリアFC部長 2009年 1月 青島ミニストップ有限公司総経理 2013年 3月 当社社長室長 2014年 5月 当社管理担当兼社長室長 2014年 5月 当社取締役執行役員 2014年 9月 当社商品担当 2015年 5月 当社取締役常務執行役員 2017年 9月 当社管理本部長 2019年 5月 当社常務取締役（現任） 2020年 4月 当社管理本部長兼海外事業担当 2020年 4月 当社人事総務本部長兼海外事業担当 2022年 2月 当社管理担当兼海外・職域・MINISOF事業本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	青島ミニストップ有限公司総経理としての豊富な経験に加え、管理部門、開発部門、商品部門等、当社事業に幅広く精通しており、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	堀田昌嗣氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

4 あべ とよあき 阿部 豊明

再任

生年月日	1973年2月14日	所有する当社の株式数	500株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1995年 4月 当社入社 2008年 3月 当社ミニストップデリ事業本部営業部長 2016年 3月 韓国ミニストップ株式会社管理担当常務理事 2019年 11月 当社コスト・収益・事業構造改革プロジェクト総責任者 2020年 3月 当社FCサポート本部長 2020年 5月 当社取締役（現任） 2021年 2月 当社営業開発担当 2022年 2月 当社営業開発担当兼営業開発統括本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	韓国ミニストップ株式会社常務理事としての経験に加え、営業部門、新規事業等、当社事業に精通しており、取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	阿部豊明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

5 なかざわ みつはる
仲澤 光晴

再任

生年月日	1972年2月10日	所有する当社の株式数	2,900株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1995年 4月 当社入社 2009年 2月 当社東京営業部長 2009年 9月 RCSI社（フィリピン）下級副社長 2016年 3月 当社海外事業本部長 2019年 10月 当社商品本部長 2020年 5月 当社取締役（現任） 2022年 2月 当社商品・デジタル担当兼商品統括本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	海外事業における経営者としての経験に加え、商品部門、営業部門等、当社事業に精通しており、取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	仲澤光晴氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

6 かみお けいじ 神尾 啓治

新任

生年月日	1957年7月11日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1980年 3月 株式会社八百半デパート（現マックスバリュ東海株式会社）入社 1998年 2月 同社営業コーディネーター部長 2001年 9月 同社八幡町店長 2003年 3月 同社商品統括部デイリーマネージャー 2004年 3月 同社店舗統括本部長 2004年 5月 同社取締役 2008年 5月 同社常務取締役 2011年 5月 同社商品統括本部長 2013年 5月 同社代表取締役社長（現任） 2022年 3月 イオン株式会社執行役SM担当（現任）		
取締役候補者とした理由	イオングループでの豊富な経験と実績を有しているほか、小売業界に精通しており、取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	神尾啓治と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

7 やまかわ たかひさ 山川 隆久

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1956年12月28日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1981年 4月 衆議院法制局入局 1985年 4月 弁護士登録（東京弁護士会） 1985年 4月 石原寛法律事務所入所 2001年 3月 株式会社ベルパーク社外監査役（現任） 2002年 4月 ルネス総合法律事務所開設（現任） 2011年 5月 当社社外監査役 2015年 5月 当社社外取締役（現任） 2015年 6月 川田テクノロジーズ株式会社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	弁護士としての専門的知見および当社社外監査役としての経験を当社の経営体制に活かしていただくため、社外取締役への就任をお願いするものです。選任後は、弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。		
特別の利害関係	山川隆久氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

8 こめたに まこと 米谷 真

再任 社外取締役候補者 独立役員候補者

生年月日	1948年7月3日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1971年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1987年 2月 ブラジル三菱銀行取締役本店長 1989年 10月 同行副頭取 1991年 5月 株式会社三菱銀行池上支店長 1998年 5月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 岡山支店長 2000年 5月 株式会社サトー（現サトーホールディングス株式会社） 入社 管理本部総務部長 2002年 6月 同社執行役員経営企画本部副本部長兼経理部長 2006年 3月 同社執行役員経営企画本部副本部長兼総合企画部長 2006年 10月 同社内部統制室長 2007年 6月 同社常勤監査役 2015年 7月 同社社長付顧問 2016年 5月 当社社外取締役（現任） 2020年 4月 サトーホールディングス株式会社顧問		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	金融業界をはじめ多方面にわたる幅広い知識、海外における豊富な経営経験、さらに監査役の知見等を当社の経営体制に活かしていただくため、社外取締役への就任をお願いするものです。選任後は、金融業界および経営経験者としての知見を活かし、主に経営的な視点から経営計画および財務面等につき監督していただくことを期待します。		
特別の利害関係	米谷 真氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

9 かがわ しんご 香川 進吾

新任 社外取締役候補者 独立役員候補者

生年月日	1958年3月8日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1981年 4月 富士通株式会社入社 2010年 4月 同社ネットワークサービス事業本部長 2012年 4月 同社執行役員ネットワークサービス事業本部長 2015年 4月 同社執行役員常務インテグレーションサービス部門副部門長 2016年 4月 同社執行役員専務/CTOデジタルサービス部門長 2018年 4月 株式会社富士通総研 代表取締役社長 2020年 5月 古野電気株式会社社外取締役（現任） 2020年 10月 株式会社DigiIT代表取締役社長 2021年 10月 SS Technologies株式会社（旧株式会社DigiIT） 取締役会長（現任）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役への就任をお願いするものです。選任後は、経営に関する幅広い知見を活かし、ガバナンスと事業促進の両面から経営に関して適切な助言・監督を行っていただくことを期待します。		
特別の利害関係	香川進吾氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 宮崎 剛氏の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」の欄には、過去10年間に、当社の親会社であるイオン株式会社、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であるまいばすけっと株式会社、アコレ株式会社、イオンビッグ株式会社において業務執行者であったときの地位および担当を含めて記載しております。
- 神尾啓治氏の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」の欄には、過去10年間に、当社の親会社であるイオン株式会社、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であるマックスバリュ東海株式会社において業務執行者であったときの地位および担当を含めて記載しております。
2. 山川隆久氏、米谷 真氏、香川進吾氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 山川隆久氏には、弁護士としての専門的知見および当社社外監査役としての経験を当社の経営体制に活かしていただくため社外取締役としての就任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 山川隆久氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
米谷 真氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
 5. 当社は、現在、社外取締役である山川隆久氏、米谷 真氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。両氏の取締役選任が承認された場合は、あらためて、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定です。
 6. 香川進吾氏の取締役選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定です。
 7. 山川隆久氏、米谷 真氏、香川進吾氏は、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。
 8. 当社の親会社であるイオン株式会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みません。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、保険料は全額会社負担としております。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役橘 良治氏、満重 誠氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

 1 ^{かじた} 梶田 ^{しげる} 茂

新任

社外監査役候補者

生年月日	1958年10月25日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位および重要な兼職の状況	1981年 11月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2007年 3月 タルボットジャパン株式会社管理本部長 2008年 3月 泰波姿（上海）商貿有限公司総経理 2009年 5月 株式会社イオンファンタジー人事グループチーフマネージャー 2012年 4月 同社人事本部長兼リスクマネジメント担当 2013年 5月 同社取締役（現任） 2013年 5月 同社グローバル事業推進本部長 2014年 9月 同社アセアン事業責任者 2016年 3月 同社西日本営業本部長 2017年 5月 同社営業統括 2020年 3月 同社中国事業責任者（現任）		
社外監査役候補者とした理由	イオングループ各社での豊富な経験と実績を有しており、経営全般の監督機能と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	梶田 茂氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

 2 ^{わたなべ} 渡邊 ^{な お み} 奈緒美

新任

生年月日	1975年3月31日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位および重要な兼職の状況	2007年 4月 イオン株式会社入社 2007年 4月 同社法務部 2018年 3月 同社法務部国際法務マネージャー 2021年 9月 同社法務部統括マネージャー（現任）		
監査役候補者とした理由	これまで培ってきた法務に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、監査役への就任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	渡邊奈緒美氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 梶田 茂氏の「略歴、地位および重要な兼職の状況」の欄には、過去10年間に、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社である株式会社イオンファンタジーにおいて業務執行者であったときの地位および担当を含めて記載しております。

渡邊奈緒美氏の「略歴、地位および重要な兼職の状況」の欄には、過去10年間に、当社の親会社であるイオン株式会社における業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

2. 梶田 茂氏は株式会社イオンファンタジーにおける現在の地位および担当を退任する予定であり、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 当社の親会社であるイオン株式会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社監査役であり、保険料は全額会社負担としております。本議案が承認された場合、選任された全ての監査役は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

以上

1 当企業集団の現況

1-1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種の進展により経済活動正常化の動きが見られました。しかしながら、新たな変異株の発生により感染が再拡大し、まん延防止等重点措置の対象区域も拡大しました。さらに、原材料の高騰や物流の不安定化の影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、感染症への対策を講じながら経済社会活動を行う新常态への対応を強化するとともに、国内における人件費や設備費などを削減したことにより営業損失が前期より縮小いたしました。また、次なる成長に向けた準備のため、日本およびベトナムに経営資源を集中し、経営基盤の強化を図りました。連結子会社である中国の青島ミニストップ有限公司につきましては、解散および清算を決定したことにより、事業撤退損失などの特別損失を8億25百万円計上いたしました。持分法適用関連会社であるフィリピンのロビンソンズ・コンビニエンス・ストアーズ・インクにつきましては、当社の全保有株式を譲渡したことにより、事業撤退損失を6億71百万円計上いたしました。なお、連結子会社である韓国の韓国ミニストップ株式会社につきましては、当社の全保有株式を譲渡することを決定いたしました。譲渡完了が2022年3月となったため、本件による特別利益の計上は翌期となります。

これらの結果、当連結会計年度における連結業績は、営業総収入1,836億80百万円（前期比101.9%）、営業損失31億37百万円（前期実績 営業損失55億32百万円）、経常損失27億68百万円（前期実績 経常損失49億91百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失38億65百万円（前期実績 親会社株主に帰属する当期純損失64億58百万円）となりました。

各事業の活動状況は次のとおりです。

(1) 国内事業

ミニストップ単体のチェーン全店売上高は前期比100.7%となりました。ミニストップ店舗の既存店1店1日あたりの売上高前期比（以下、既存店日販昨対）は101.1%、コンビニエンスストア商品の既存店日販昨対は100.9%、店内加工ファストフード商品の既存店日販昨対は102.9%、既存店平均客数昨対は98.2%、既存店平均客単価昨対は103.0%となりました。

コロナ下における非接触を前提とした生活により、食事に関わるお客さまのニーズは消費シーンを中心に変化を続けております。このニーズに応え、毎日の食事を購入する際の目的地となる店舗を「食事のデスティネーションストア」と称し、実現に向けた取り組みを推し進めてまいりました。「一度食べたら、ハマります。“やみつキッチン”」をコンセプトに、商品に対してお客さまが抱く期待を上回る価値を提供するために、弁当・調理パン・スイーツや店内加工ファストフード商品を中心に商品改革を実行いたしました。テレビCMによる訴求や、今期より開始したミニストップアプリの活用によるプロモーションを加え、お客さまが何度も購入いただけるよう品揃えを充実させました。

コンビニエンスストア商品につきましては、商品改革を実行した弁当の売上が前期実績を上回りました。定番の人気商品となった「チャーシュー弁当」、圧倒的なボリュームの「ずっしり極！」シリーズ、外出自粛の環境下でも旅気分が味わえる「駅弁風弁当」シリーズなど、お客さまに満足いただける美味しさを実現しながら、お手軽な価格で提供する商品を発売いたしました。また、飲食店の酒類提供に対する制限の影響により自宅での飲酒機会が増加した酒類や、増税による価格改定の影響を大きく受けたたばこの売上が前期実績を上回りました。

店内加工ファストフード商品につきましては、ポテトや米飯類の売上が前期実績を上回りました。ポテトは、市場では在庫が不足していた中、豊富な在庫量を確保し、通常の2倍量の「ハッシュドんぶり」や3倍量の「バケツポテト」などの展開も含め、売り込みを強化いたしました。米飯類は、自宅での飲酒機会増加に伴うおつまみ需要に対応した唐揚げやハムカツなどの店内調理惣菜のほか、手づくりのおにぎり・弁当も好調に推移しました。ドリンクスイーツは、ソフトクリームの新たな価値提供をテーマに開発した飲むスイーツ「グルグル」の新フレーバーを継続的に発売し、新たなカテゴリーとして育成いたしました。2021年4月に「グルグル」、5月に「キャラメルマキアートプリンパフェ」、8月に「アップルマンゴーパフェ」のテレビCMを投入して新商品の訴求効果を高めました。

売上総利益率につきましては、原材料の高騰による仕入価格の上昇のほか、たばこの構成比が上昇したことにより、前期比0.7ポイント減少の29.8%となりました。

店舗運営につきましては、お客さまと店舗従業員の安全を第一に、イオングループ共通の防疫対策基準となるイオン新型コロナウイルス防疫プロトコルに則り、レジカウンターへの飛沫防止クリアボードの設置や、店舗の清掃・殺菌の徹底、従業員の正しい手洗い・消毒の徹底などを実施し、お客さまとともに地域社会の安全・安心な生活を守る取り組みを継続しております。セルフレジの設置店舗を増やし、2022年2月末のセルフレジ設置店舗は602店舗となったほか、イオングループが提供するスマートフォン決済サービス「AEON Pay（イオンペイ）」の導入や、ミニストップアプリと連携した電子レシートシステム「スマートレシート®」の導入など非接触型サービスを拡充し、お客さまの利便性向上に努めました。2022年1月より実験を開始したデリバリーサービスは、店内加工ファストフード商品を中心に取り扱い、2022年2月末時点で65店舗にて展開しており、今後は取り扱い商品と対応店舗を拡大してまいります。

フランチャイズ契約につきましては、従来のロイヤルティ方式から事業利益分配方式へ変更したミニストップパートナーシップ契約の運用を2021年9月より開始しております。2022年2月末のミニストップパートナーシップ契約店舗は130店舗となりました。社会環境、経済情勢に対応すべく、加盟店と本部がより一体となり経費や投資の適正化を進め、共に繁栄する事業の共同体として、売上と利益を追求していくことを目指しております。

販売費及び一般管理費につきましては、直営店舗の営業時間および人員体制の見直しと本部機能のスリム化による人件費、不採算店舗の削減による家賃・減価償却費などの設備費が減少しました。

新規事業につきましては、コンビニエンスストアの利便性を提供することで職域内での快適性を高めるために、職域内マイクロマーケットでの新サービスとして開始した「MINI STOP POCKET（ミニストップ・ポケット）」の2022年2月末設置拠点数は594拠点となりました。

店舗開発につきましては、8店舗を出店、48店舗を閉店いたしました。当連結会計年度末店舗数は1,959店舗となりました。

ネットワークサービス株式会社は定温センター13ヶ所、常温センター6ヶ所を運営し、国内店舗向けの共同配送事業を展開しております。

以上の結果、当連結会計年度における国内事業の営業総収入は734億27百万円（前期比97.6%）、営業損失は11億70百万円（前期実績 営業損失29億95百万円）となりました。

(2) 海外事業

当社グループ経営の最適化、経営資源の集中と効率化の観点から、日本およびベトナムに経営資源を集中し、経営基盤の強化を図るとともに次なる成長に向けた準備を進めました。

韓国ミニストップ株式会社につきましては、2022年1月21日付でLOTTE Corporationと全株式の譲渡契約を締結しており、2022年3月29日付で韓国の独占規制及び公正取引に関する法律に基づく必要な手続きおよび株式譲渡が完了しております。本株式譲渡に伴い、2023年2月期期首より当社の連結範囲から除外いたします。

中国の青島ミニストップ有限公司につきましては、解散および清算を決定し、2021年10月で店舗の営業を終了いたしました。

フィリピンのロビンソンズ・コンビニエンス・ストアーズ・インク（持分法適用関連会社）につきましては、2022年2月に当社の全保有株式を譲渡いたしました。

ベトナムのMINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITEDにつきましては、コロナ禍における政府による強い社会隔離規制が行われるなか、変化するお客さまのニーズに応える品揃えと安定した商品供給体制の構築に努めました。内食需要への対応として精肉や野菜などの生鮮食品の品揃えを拡大したことや、デリバリーサービス対応店舗を拡大したことにより、外出規制によって変化したお客さまのニーズに対応いたしました。外出規制によって来店客数は減少したものの、買上点数が増加し、既存店日販昨対は115.7%となりました。2021年10月以降は、政府のウィズ・コロナへの方針転換によって規制が大幅に緩和されたことにより、店舗の営業時間延長や、店内飲食スペースの開放が可能となり、客数は改善傾向にあります。当連結会計年度末店舗数は120店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度における海外事業の営業総収入は1,102億52百万円（前期比105.0%）、営業損失は19億67百万円（前期実績 営業損失25億37百万円）となりました。

1-2 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資総額は57億49百万円となり、その内訳は新規出店、改装等に伴う店舗内外装設備等に対する投資が49億79百万円、店舗等の賃借に伴う差入保証金が7億70百万円であります。なお、設備投資等の所要資金は、自己資金、借入金およびリースにより充当いたしました。

1-3 財産および損益の状況の推移

(1) 当企業集団の財産および損益の状況

区分	第40期 2019年2月期	第41期 2020年2月期	第42期 2021年2月期	第43期(当連結会計年度) 2022年2月期
営業総収入 (百万円)	205,304	193,439	180,187	183,680
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	748	△2,112	△4,991	△2,768
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△916	△5,702	△6,458	△3,865
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△31.60	△196.60	△222.65	△133.27
総資産 (百万円)	114,553	116,380	107,866	117,261
純資産 (百万円)	53,996	40,097	32,431	28,487
1株当たり純資産額 (円)	1,764.87	1,350.15	1,112.66	980.41
連結子会社数	5社	6社	6社	5社

(注)「1株当たり当期純損失(△)」は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況

区分	第40期 2019年2月期	第41期 2020年2月期	第42期 2021年2月期	第43期(当期) 2022年2月期
売上高(加盟店を含む) (百万円)	333,740	314,002	290,917	292,962
営業総収入 (百万円)	73,350	71,742	66,269	64,347
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,361	△1,393	△3,053	△484
当期純損失(△) (百万円)	△2,428	△5,369	△5,570	△3,184
1株当たり当期純損失(△) (円)	△83.75	△185.09	△192.03	△109.78
総資産 (百万円)	89,944	92,514	84,117	93,535
純資産 (百万円)	50,384	41,792	35,267	31,505
1株当たり純資産額 (円)	1,736.78	1,440.50	1,215.60	1,085.91

(注)「1株当たり当期純損失(△)」は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

1-4 環境・社会貢献への取り組み

当社は、“私たちは、「おいしさ」と「便利さ」で、笑顔あふれる社会を実現します。”というミッションのもと、当社の事業活動を通じて環境および社会課題に取り組み、持続可能な社会の実現を目指しております。

環境活動につきましては、脱炭素社会の実現、循環型社会の形成に向けて、2021年9月に「2030年までに店舗で排出するCO2等を2013年度比50%削減する」、「2025年までに店舗で発生する食品ロスを2015年度比50%削減する」、「2030年までに使い捨てプラスチック利用量を2018年度比半減する」という新たな環境目標を設定し、目標達成に向けて計画的に取り組みを進めております。

社会貢献活動につきましては、店頭募金とソフトクリームの上の一部を寄贈することにより、小学校に花の苗を贈る「花の輪運動」に協賛しております。(花の苗を植えて育てる体験を通じて、子どもたちに生命の大切さを知ってもらいたい。そのために、小学校の校庭や教室にもっと花や緑を増やしていこう！という活動が花の輪運動です。)今年度は全国300校の小学校に各300株の花の苗を贈呈いたしました。1991年の開始時から、延べ16,534校、436万株の花の苗を贈呈いたしました。

1-5 健康経営推進への取り組み

当社は、社員の健康が経営戦略の一環となること、従業員と家族の健康を守り、社会を笑顔にする目的のため健康経営宣言を行いました。「ミニストップは健康経営の推進により、従業員と家族の健康をサポートし、笑顔あふれる社会を実現します。」という健康経営宣言をもとに、健康経営に取り組んでおります。

従業員が心身共に健康でいられるための当社の課題として、運動促進、禁煙、健康診断の再検査受診、特定保健指導の実施率向上、メンタルヘルスに注力し取り組みを進めてまいります。

項目	目標年度	目標値
特定保健指導実施率	2022年度	特定保健指導実施率100%
喫煙率	2025年度	喫煙率を2020年度比で25%削減
高ストレス者率	2025年度	ストレスチェックにおける高ストレス者率を10%へ削減

当社ではお客さまと従業員の安全・安心な環境づくりのため、就業時間内の禁煙、敷地内禁煙を行ってまいりました。今後もイオン健康保険組合との共同事業（コラボヘルス）を推進し、従業員の禁煙支援として、オンラインで専門医の診療が受けられる禁煙外来補助を進めてまいります。

1-6 対処すべき課題

当社は“もっと便利、もっと健康、もっと感動、毎日行きたくなる店舗をつくります。”というビジョンのもとで、中期的な経営戦略を推進してまいります。

国内事業におきましては、当社の中核事業であるミニストップの1店舗当たりの収益性向上により事業の成長を目指します。ミニストップの店内加工のノウハウと商品企画によって、毎日の食事を購入する際の目的地となる「食事のデスティネーションストア」を目指し、差別化となる商品を軸に来店頻度を向上させ、客数の増加に努めてまいります。

(1)さらなる構造改革の推進

2021年度は、海外事業の整理を進め、国内事業とベトナムに資源を集中する体制を整えました。今後もさらなる構造改革を進めるべく、バリューチェーンに踏み込んだ改革を実行し、収益構造を変革していきます。また、ITによる人時生産性の向上、ローコストオペレーションの構築も継続して進めてまいります。

(2)ミニストップ事業の日販向上

食事のデスティネーションストアを目指し、購入頻度の高い食事に関わる分類の商品改革、販売促進施策を進めていきます。ウィズ・コロナ時代に適応すべく、什器投資、売場改善、商品構成の変化もスピードを上げて対応していきます。デリバリーサービスの拡大など、お客さまとのタッチポイントを増やし、日販向上を実現させます。加盟店との新しい契約方式「ミニストップパートナーシップ契約」によって共に繁栄する事業の共同体としての加盟店との新たな関係性を通して、お客さま満足度と売上の向上に努めて既存事業の再生を図ります。

(3)ベトナム事業の収益改善

ベトナムの人々の暮らしを便利にするために、利便性と即時性を追求した新しいワンストップ型のコンビニエンスストアを確立します。また、イオンベトナムとも連携を強化し、イオングループ総力を挙げて、商品調達、店舗拡大を実行し、収益改善を進めてまいります。

(4)新しいミニストップの創造

従来のミニストップブランドにデジタルを融合させることで、ライフスタイルブランドの構築を目指します。2022年度は様々な実験を行い、2023年度以降にそれらを統合して新しいミニストップに生まれ変わる準備を進めてまいります。

(5)財務基盤の安定化

運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、複数の金融機関との間に当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末時点において現金及び預金86億63百万円、現金同等物である関係会社預け金210億円を確保しており、これに加えて、当社は当座貸越・コミットメントライン契約116億円の借入枠を維持していることから、事業運営に必要な資金の流動性は十分に確保しております。

(6)サステナビリティ経営の推進

2021年11月に新たにサステナビリティ基本方針を策定いたしました。当社が掲げるミッションのもと、加盟店をはじめとした多くのステークホルダーとともに環境課題、社会課題を捉え持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。また、従業員の健康維持・労働生産性の向上を目指すため、健康経営を推進してまいります。

1-7 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

(1) 当社、韓国ミニストップ株式会社およびMINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITEDは、フランチャイズチェーン方式の加盟店と直営店によるコンビニエンスストア事業をそれぞれ営んでおります。VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATIONは、持株会社としてMINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITEDへの出資参画を通じ、ベトナムにおいてコンビニエンスストア事業を展開しております。

- ① 韓国ミニストップ株式会社は、2022年1月21日付でLOTTE Corporationと全株式の譲渡契約を締結しており、2022年3月29日付で韓国の独占規制及び公正取引に関する法律に基づく必要な手続きおよび株式譲渡が完了しております。本株式譲渡に伴い、2023年2月期の期首より当社の連結範囲から除外いたします。
- ② 青島ミニストップ有限公司（中国）は、2021年9月6日付で清算を決議し、2022年2月28日現在清算手続き中であります。

(2) ネットワークサービス株式会社は、定温センター13ヶ所、常温センター6ヶ所を運営し、国内店舗向けの共同配送事業を展開しております。

1-8 親会社および重要な子会社の状況（2022年2月28日現在）

(1) 親会社との関係

当社の親会社であるイオン株式会社は、当社株式を14,050千株（出資比率47.8%）保有しており、イオングループ全体で当社株式を15,592千株（出資比率53.1%）保有しております。

また、親会社とは、資金の寄託運用等の取引を行っております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

① 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社より余剰資金の寄託運用に基づく受取利息収入を得ており、当該取引をするにあたっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において、当社経営に対する適切な意見を得ながら、多面的な議論を得て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場企業として独立性を確保し、経営および事業活動にあっております。

③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ネットワークサービス株式会社	10百万円	100.0%	自動車運送取扱事業
韓国ミニストップ株式会社	25,400百万ウォン	100.0%	コンビニエンスストア事業
青島ミニストップ有限公司	69,097千米ドル	92.5%	コンビニエンスストア事業
VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATION	389百万ドン	51.0%	持株会社
MINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITED	947,864百万ドン	100.0%	コンビニエンスストア事業

(注) 1. 議決権比率には、間接所有も含まれていません。

2. 韓国ミニストップ株式会社（韓国）は、2022年1月21日付でLOTTE Corporationと全株式の譲渡契約を締結しており、2022年3月29日韓国の独占規制及び公正取引に関する法律に基づく必要な手続きが完了しております。本株式譲渡に伴い、2023年2月期の期首より当社の連結範囲から除外いたします。

3. 青島ミニストップ有限公司（中国）は、2021年9月6日付で清算を決議し、2022年2月28日現在清算手続き中でありませ

(4) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

1-9 主要な事業所等および店舗の状況 (2022年2月28日現在)

(1) 主要な事業所

本店 千葉市美浜区

主要な事業所 幕張事務所 (千葉市美浜区)、東北地区事務所 (仙台市宮城野区)、東海地区事務所 (名古屋市中村区)、近畿地区事務所 (大阪市北区)、九州地区事務所 (福岡市博多区)

店舗

地域	店舗数	地域	店舗数
青森県	26 (2)	愛知県	196 (25)
岩手県	11 (1)	三重県	83 (3)
宮城県	108 (13)	滋賀県	5 (0)
福島県	81 (13)	京都府	34 (0)
茨城県	105 (17)	大阪府	82 (6)
栃木県	29 (4)	兵庫県	44 (6)
群馬県	45 (4)	奈良県	11 (2)
埼玉県	132 (19)	徳島県	18 (2)
千葉県	172 (24)	香川県	31 (12)
東京都	264 (41)	愛媛県	7 (1)
神奈川県	119 (21)	福岡県	119 (10)
福井県	7 (0)	佐賀県	12 (1)
岐阜県	85 (7)	大分県	3 (0)
静岡県	130 (18)	合 計	1,959 (252)

(注) 1. 店舗数欄の () 内は内数であり、直営店の店舗数であります。

2. 上記店舗数には、cisca14店舗、MINISOF 9店舗、365table 2店舗を含んでおります。

(2) 連結子会社

会社名	国名	店舗数
韓国ミニストップ株式会社	大韓民国	2,591 (110)
青島ミニストップ有限公司	中華人民共和国	0 (0)
MINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム社会主義共和国	120 (111)

(注) 1. 店舗数欄の () 内は内数であり、直営店の店舗数であります。

2. 上記連結子会社の店舗数は、いずれも2022年2月28日現在のものです。

3. ネットワークサービス株式会社、VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATIONは店舗を有しておりません。

4. 青島ミニストップ有限公司は、2021年9月6日付で清算を決議し、2022年2月28日現在清算手続き中であります。

5. 韓国ミニストップ株式会社は、2022年1月21日付でLOTTE Corporationと全株式の譲渡契約を締結しており、2022年3月29日韓国の独占規制及び公正取引に関する法律に基づく必要な手続きが完了しております。本株式譲渡に伴い、2023年2月期の期首より当社の連結範囲から除外いたします。

1-10 従業員の状況

(1) 当企業集団の状況 (2022年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減数
1,645名	425名減

(注) 上記従業員のほか、臨時社員（契約制社員、パートタイマーおよびアルバイト）は、2,932名（ただし、1日8時間換算による）であります。

(2) 当社の状況 (2022年2月28日現在)

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
男性	528名	63名減	45才	17年1ヶ月
女性	128名	2名減	36才11ヶ月	11年6ヶ月
合計または平均	656名	65名減	43才6ヶ月	16年1ヶ月

(注) 上記従業員のほか、臨時社員（契約制社員、パートタイマーおよびアルバイト）は、1,682名（ただし、1日8時間換算による）であります。

2 株式の状況 (2022年2月28日現在)

2-1 発行可能株式総数 88,000,000株

2-2 発行済株式総数（自己株式を含む） 29,372,774株

2-3 株主数 50,993名

2-4 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
イオン株式会社	14,050	48.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,279	4.41
株式会社コックス	687	2.36
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	451	1.55
イオンフィナンシャルサービス株式会社	403	1.39
マックスバリュ西日本株式会社	392	1.35
ミニストップ協力会	315	1.08
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	257	0.88
株式会社千葉銀行	195	0.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	144	0.49

- (注) 1. 当社は自己株式（363,550株）を所有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
 2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式（363,550株）を控除して算出してあり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3 新株予約権等の状況

当事業年度末日における当社取締役が有する職務執行の対価として交付された新株予約権（2022年2月28日現在）

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第9回新株予約権 (2016年5月2日)	2016年6月3日～ 2031年6月2日	17個	1,700株	1名	1株あたり 1,444円	1株あたり 1円
第10回新株予約権 (2017年5月1日)	2017年6月2日～ 2032年6月1日	8個	800株	1名	1株あたり 1,839円	1株あたり 1円

新株予約権の行使条件（各回共通）

- ・新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができる。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- ・その他の条件については、2007年5月15日開催の当社第28期定時株主総会において承認可決された範囲内においてストックオプション規程・細則および取締役会決議に定めるところによる。

4 役員の状況

4-1 取締役および監査役の状況 (2022年2月28日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
藤 本 明 裕	代表取締役社長	指名・報酬委員
堀 田 昌 嗣	常務取締役	管理担当(兼) 海外・職域・MINISOF事業本部長
草 柳 廣	取締役	経営管理本部長
阿 部 豊 明	取締役	営業開発担当(兼) 営業開発統括本部長
仲 澤 光 晴	取締役	商品・デジタル担当(兼) 商品統括本部長
山 川 隆 久	取締役	指名・報酬委員 ルネス総合法律事務所 弁護士 株式会社ベルパーク 社外監査役 川田テクノロジー株式会社 社外取締役
米 谷 真	取締役	指名・報酬委員
浅 倉 智	常勤監査役	
東 海 秀 樹	監査役	東海秀樹税理士事務所 税理士 株式会社エーアンドエーマテリアル 社外取締役 新日本空調株式会社 社外取締役
橋 良 治	監査役	イオントップバリュ株式会社 常勤監査役
満 重 誠	監査役	イオン株式会社 法務部長

- (注) 1. 取締役山川隆久氏、米谷 真氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役浅倉 智氏、東海秀樹氏、橋 良治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役山川隆久氏、米谷 真氏、監査役東海秀樹氏は、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
 4. イオン株式会社は当社の親会社であります。
 5. イオントップバリュ株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。
 6. ルネス総合法律事務所、株式会社ベルパーク、川田テクノロジー株式会社、東海秀樹税理士事務所、株式会社エーアンドエーマテリアル、新日本空調株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 7. 監査役東海秀樹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 8. 当社は2012年3月23日付で執行役員制度を導入し、2019年に執行役員制度を廃止しましたが、経営と執行の役割を明確にし、持続可能な組織体制を構築するため、あらためて2022年2月21日付で執行役員制度を導入いたしました。執行役員は次項のとおりであります。

(2022年2月28日現在)

氏名	地位	担当
望 月 淳	執 行 役 員	FC営業本部長
飯 田 忠 輝	執 行 役 員	直営統括・CRE本部長
浜 口 陽 介	執 行 役 員	SPA・マーチャンダイジング本部長
菅 俊 弘	執 行 役 員	デジタル推進本部長
栗 本 定 幸	執 行 役 員	人事総務本部長

4-2 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項に基づき、社外取締役山川隆久氏、米谷 真氏、社外監査役東海秀樹氏と、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

4-3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1)被保険者の範囲

当社の取締役、監査役等

(2)保険契約の概要

当社の親会社であるイオン株式会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の故意または重過失に起因する損害賠償請求については、補填されません。また、当該保険契約では免責額を設け、当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。なお、保険料は全額会社負担としております。

4-4 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の種類別の額			計	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役	8名	77百万円	5百万円	-百万円	84百万円	
(うち社外取締役)	(2名)	(9百万円)	(-百万円)	(-百万円)	(9百万円)	
監査役	3名	19百万円	-百万円	-百万円	19百万円	全員社外監査役
合計	11名	96百万円	5百万円	-百万円	102百万円	

- (注) 1. 株主総会の決議（2007年5月15日）による取締役・監査役の報酬限度額は、取締役は年額300百万円（金銭による報酬額として役員賞与部分を含めて年額270百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額30百万円が報酬限度額であり、使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）であり、監査役は年額50百万円であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役0名）、監査役の員数は3名です。
2. 当事業年度に係る取締役の員数は7名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は3名です。取締役および監査役の支給人員には、2021年5月21日開催の第42期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 監査役満重 誠氏は無報酬のため上記には含まれておりません。
4. 業績連動報酬額算定に当たり勘案した業績指標に関する実績は、『1-3財産および損益の状況の推移』に記載のとおりであります。

4-5 取締役および監査役の報酬等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、2021年5月21日開催の取締役会において、以下に掲げる方針を決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、2021年12月24日開催の取締役会において任意の諮問機関である指名・報酬委員会の設置を決議しております。同委員会は取締役会の諮問機関として、代表取締役社長および独立社外取締役で構成され、取締役会の諮問に応じて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定または変更に係る事項等を審議し、取締役会に答申を行います。2022年3月1日より開始する事業年度を対象としております。

取締役会の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(1)基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、基本報酬を基礎としつつ、各期における功労・業績等を勘案して定時株主総会後の一定の時期に業績報酬を支給するとともに、業績向上の意欲を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）を採用し、5月の定時取締役会後の一定の時期に付与しております。なお、社外取締役はコーポレートガバナンスの要として経営監督等を行うため、基本報酬のみとしております。

(2)基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、取締役の役位および常勤・非常勤の別を基準として月例の報酬として支払います。

(3)業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭報酬とし、連結経常利益を主な指標とし、それぞれの額の一定割合を合計したものを支

払い原資として、取締役個人の担当部門の業績および評価に基づき配分し、毎年一定時期に支払います。

- (4)基本報酬の額または業績連動報酬の額を取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社の取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、他社の報酬水準等を参考にしつつ、各取締役の責任や当社の業績向上に向けたインセンティブとしての機能に鑑み、標準的な業績の場合で、基本報酬約53～63%、業績連動報酬約24～26%、株式報酬型ストックオプション約11%～21%を目安に配分しております。ただし、業績連動報酬は各期の功勞・業績等により変動し、また株式報酬型ストックオプションは株価の影響を受けるため、前記の各報酬等の割合は変動する可能性があります。

- (5)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長藤本明裕氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役（社外取締役を除く）の担当業務の状況を踏まえた業績連動報酬の額とします。

これらの権限を代表取締役社長藤本明裕氏に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な観点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長藤本明裕氏によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の適用方法の妥当性について諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長藤本明裕氏は、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととします。

4-6 社外役員の状況

(1) 取締役

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役山川隆久氏は、ルネス総合法律事務所弁護士、株式会社ベルパークの社外監査役および川田テクノロジー株式会社の社外取締役であります。ルネス総合法律事務所、株式会社ベルパーク、川田テクノロジー株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況 (期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取締役	山川 隆久	当事業年度に開催された取締役会には20回すべてに出席しました。弁護士としての専門的知見、幅広い見識に基づき、独立社外取締役の立場から、議案の審議等において必要かつ適切な発言を行っております。
取締役	米谷 真	当事業年度に開催された取締役会には20回すべてに出席しました。金融業界をはじめ多方面にわたる幅広い知識、海外における豊富な経営経験、監査役の知見等に基づき、独立社外取締役の立場から、議案の審議等において必要かつ適切な発言を行っております。

- ③ 親会社またはその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬等の額
該当事項はございません。

(2) 監査役

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役東海秀樹氏は、東海秀樹税理士事務所税理士、株式会社エーアンドエーマテリアルおよび新日本空調株式会社の社外取締役であります。東海秀樹税理士事務所、株式会社エーアンドエーマテリアル、新日本空調株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
常勤監査役	浅倉 智	当事業年度に開催された取締役会には20回すべてに出席し、監査役会にも18回すべてに出席しました。小売業界および経営に関する幅広い知識と経験に基づき、当社の経営の監視と健全な経営のための適切な発言を行っております。
監査役	東海秀樹	当事業年度に開催された取締役会には20回中19回出席し、監査役会には18回すべてに出席しました。税務行政における豊富な経験および税理士としての専門的知見に基づき、独立社外監査役の立場から、議案の審議等において必要かつ適切な発言を行っております。
監査役	橘 良治	当事業年度に開催された取締役会には20回すべてに出席し、監査役会にも18回すべてに出席しました。小売業界および経営に関する幅広い知識と経験に基づき、当社の経営の監視と健全な経営のための適切な発言を行っております。

③ 親会社またはその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬等の額

社外監査役が、当事業年度の在任期間中において、当社の親会社またはその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬等の総額は10百万円であります。

5 会計監査人の状況

5-1 名称

有限責任監査法人トーマツ

5-2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	63百万円
2. 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 2の支払額には、会計監査人による公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言についての対価が含まれます。
4. 当社の子会社のうち、韓国ミニストップ株式会社、青島ミニストップ有限公司、VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATIONおよびMINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5-3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

6-1 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関し、「内部統制システム構築の基本方針」として定めております。

会社法および会社法施行規則の改正や近年の社会情勢をふまえ、2015年4月17日開催の取締役会決議により、2015年5月1日付で本方針を改定し、監査体制および企業集団内部統制に関する規定等の整備を行いました。

本方針は、取締役会において実施状況の確認を行うとともに、社会情勢の変化その他環境の変化に応じて適宜見直しを行い、改善、充実を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、その社会的責任を果たすため、イオン行動規範およびコンプライアンス・ポリシーを取締役および使用人の全員に周知徹底させます。
- ② 取締役会は、法令等遵守（以下、「コンプライアンス」といいます。）体制を含む内部統制システムの整備の方針および計画について決定するとともに、定期的に運用の状況について報告を受けます。
- ③ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備、運用の状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- ④ 内部統制基本規程を定め、当該規程に基づき「内部統制システム委員会」ならびにその下部組織として「コンプライアンス委員会」および「危機管理委員会」を設置し、また、「コンプライアンス委員会」の下に「個人情報安全管理部会」および「公正取引推進部会」を設置し、これらが連携して、コンプライアンス体制を含む内部統制システムの整備、運用を推進します。
- ⑤ 内部統制システム全般を担当する責任者として内部統制担当役員を置きます。また、内部統制担当役員は、コンプライアンス担当およびリスク管理担当を兼務します。
- ⑥ 取締役および使用人に対するコンプライアンスに関する研修や、マニュアルの整備等により、取締役および使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
- ⑦ 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を定め、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して、当社グループをあげて組織的に対応する風土を構築します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスクおよびコンプライアンスに関する情報、その他の取締役の職務の執行に係る情報を記録、保存、管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ② お客さま情報を含む個人情報が適切に取り扱われるよう、「個人情報安全管理部会」および「個人情報管理責任者」を設けるとともに、個人情報の安全管理に関連する規程を整備し、当社グループ全体で個人情報の安全管理を徹底します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程を整備し、事前予防体制を構築します。
- ② 当社グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うために「危機管理委員会」を設置します。
- ③ 「危機管理委員会」は、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対応するためのマニュアル等を整備し、リスク管理体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにします。取締役については、報酬の一部に業績に連動した報酬を導入します。
- ② 取締役会を毎月1回以上開催し、子会社を含めた当社グループ全体に関わる重要事項の意思決定および取締役の職務遂行の監督を適切に行います。
- ③ 取締役会を補完し、経営諸課題に迅速かつ適切に対応するため、取締役および各部門執行責任者を中心に構成する経営会議を毎月2回程度開催し、迅速な意思決定と機動的な経営が可能な体制を構築します。

(5) 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「危機管理委員会」は、リスク管理に関連する規程およびマニュアル等に基づいて、子会社を含む当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定め、当社グループ経営を適正かつ効率的に運営する体制を構築するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社の担当部署および担当責任者を置き、重要案件について事前協議を行うなど、子会社の自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行います。
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
イオン行動規範およびコンプライアンス・ポリシーを子会社の取締役等および使用人の全員に周知徹底させるとともに、「コンプライアンス委員会」は、当社グループ全体のコンプライアンス管理に必要な体制の整備を行い、子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築します。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社および当社グループにおける財務報告に関する重要な虚偽記載が発生するリスクを識別、分析し、リスク低減のため、財務報告に関する規程の整備、業務手順の明確化を行い、毎年、その整備、運用の状況の評価を行います。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、業務執行部門から独立した「監査スタッフ」として、適切な人材を配置します。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査スタッフ」の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査スタッフ」は、他部署を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとします。

(10) 監査役への報告に関する体制

① 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、当社グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役へ、速やかに適切な報告を行います。また、各部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、適宜、担当部門のリスク管理体制について報告を行います。

② 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生または発生する恐れがあるとき、当該子会社の取締役等および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、当社の監査役から当該子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役へ、速やかに適切な報告を行います。

(11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当社グループ全員に周知徹底させます。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年度、一定額の予算を設け、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該監査役職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(13) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。

② 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催するなど、執行部門と監査部門の連携および意思疎通を図ります。

③ 常勤監査役を毎月2回程度開催する経営会議の構成員として招集するとともに、資料および議事録を閲覧できる体制を整備します。

6-2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役会を20回開催し、重要な業務執行の意思決定および取締役の職務遂行の監督を適切に行うとともに、取締役会を補完する「経営会議」を47回開催し、迅速な業務執行、情報共有に努めました。
- (2) 「内部統制システム委員会」を12回開催し、内部統制システムの整備、運用状況の確認、内部統制システムに関する課題事項の共有、改善対応等を行いました。
- (3) 内部統制システム委員会の下に設置する「コンプライアンス委員会」を4回開催し、コンプライアンスに関する情報共有、課題事項への対応等を行いました。
- (4) 内部統制システム委員会の下に設置する「危機管理委員会」を4回開催し、リスク案件の情報共有、課題事項への対応、重点管理するリスク対策の進捗状況の継続的なモニタリング等を行いました。
- (5) 監査部門である「経営監査室」は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制システムの整備、運用の状況や指摘事項等について、取締役会、経営会議、および内部統制システム委員会に適時報告を行いました。
- (6) 監査役は、取締役および使用人の職務の執行について適切に監査を行うとともに、監査役会を18回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いました。また、各取締役と情報交換を実施するなど、執行部門と監査部門の連携を図りました。
- (7) 常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、内部統制システム委員会、コンプライアンス委員会等に出席し、関係業務の運用状況を把握し、必要に応じ、意見を述べ、指摘を行いました。

6-3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りながら、株主への利益還元を充実させることを重視いたします。内部留保金は、既存店のリニューアル、情報システム、新規事業などに投資し、事業の拡大、業績の向上に努めます。また、今後の配当につきましては、持続性のある企業体質の確立を図りながら、連結業績を勘案した配当政策を継続します。

この方針のもと、今期の期末配当金を1株につき10円00銭とすることとし、すでに実施済みの中間配当金1株につき10円00銭とあわせて年間配当金は1株につき20円00銭となりました。なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2022年4月27日(水曜日)とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
[資産の部]	
流動資産	57,981
現金及び預金	8,663
加盟店貸勘定	8,358
商品	3,309
短期貸付金	388
未収入金	10,669
関係会社預け金	21,000
その他	5,737
貸倒引当金	△145
固定資産	59,280
(有形固定資産)	(22,969)
建物及び構築物	9,560
機械装置及び運搬具	1,572
器具及び備品	5,809
土地	429
リース資産	866
使用権資産	4,704
建設仮勘定	26
(無形固定資産)	(4,195)
ソフトウェア	4,068
その他	127
(投資その他の資産)	(32,114)
投資有価証券	72
長期貸付金	517
長期前払費用	4,469
差入保証金	21,502
繰延税金資産	5,367
その他	323
貸倒引当金	△139
資産合計	117,261

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

科 目	金 額
[負債の部]	
流動負債	78,367
買掛金	20,494
加盟店借勘定	695
短期借入金	7,613
未払金	5,106
未払法人税等	293
預り金	36,576
賞与引当金	192
役員業績報酬引当金	5
店舗閉鎖損失引当金	46
事業撤退損失引当金	124
その他	7,217
固定負債	10,406
長期借入金	169
リース債務	2,482
長期預り保証金	4,974
退職給付に係る負債	286
資産除去債務	2,129
その他	362
負債合計	88,774
[純資産の部]	
株主資本	28,351
資本金	7,491
資本剰余金	5,744
利益剰余金	15,757
自己株	△642
その他の包括利益累計額	89
その他有価証券評価差額金	19
為替換算調整勘定	202
退職給付に係る調整累計額	△131
新株予約権	3
非支配株主持分	42
純資産合計	28,487
負債純資産合計	117,261

連結損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
営業	総収入		
加	からの	45,107	
売	上運	122,911	
受	搬	10,279	
そ	業	5,381	183,680
の	原		
他	原	112,860	
業	搬	10,239	123,100
上	総		60,580
搬	一		63,718
業	般		△3,137
費	管		
及	理		
び	費		
外	損		
外	収		
費	び		
利	配	532	
約	収	206	
取	償	129	
息	当	266	1,135
及	金		
金	入		
補	金		
の	他		
外	費		
外	用		
支	利		
持	投	271	
分	資	269	
法	損	225	766
に	の		
よ	の		
る	利		
の	損		
常	益		△2,768
別	益		
資	却	117	
損	入	90	
免	除	30	237
別	損		
損	失		
減	損	4,016	
店	損	358	
舗	鎖	46	
閉	当	1,208	
鎖	金	117	
損	退	26	
失	線	92	5,866
引	入		
当	額		
金	損		
線	額		
退	入		
当	損		
金	額		
よ	失		
る	他		
の	税		
前	務		
当	業		
期	業		
純	業		
損	業		
失	業		
税	業		
額	業		
△8,396	業		
△4,558	業		
△4,394	業		
△4,002	業		
△136	業		
△3,865	業		

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日残高	7,491	5,356	20,203	△641	32,409
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△580		△580
親会社株主に帰属する当期純損失			△3,865		△3,865
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△26			△26
過年度持分変動に係る税効果調整		414			414
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	388	△4,446	△0	△4,058
2022年2月28日残高	7,491	5,744	15,757	△642	28,351

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計	
	その他 価差額	有価 証券 評価 額	為替 調整	換 算 勘 定	退 職 に 係 る 整 累				給 付 調 整 額
2021年3月1日残高	16		181		△330	△132	3	150	32,431
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△580
親会社株主に帰属する当期純損失									△3,865
自己株式の取得									△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								26	-
過年度持分変動に係る税効果調整									414
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	2		20		198	221	-	△133	88
連結会計年度中の変動額合計	2		20		198	221	-	△107	△3,944
2022年2月28日残高	19		202		△131	89	3	42	28,487

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
[資産の部]	
流動資産	48,250
現金及び預金	7,144
加盟店貸勘	6,623
商品	1,283
貯蔵品	5
前払費用	1,857
未収入金	8,521
関係会社預け金	21,000
1年内回収予定の差入保証金	1,121
その他の	857
貸倒引当金	△164
固定資産	45,284
(有形固定資産)	(12,011)
建物	5,520
構築物	1,600
機械及び装置	1,572
器具及び備品	1,995
土地	429
リース資産	866
建設仮勘定	26
(無形固定資産)	(4,028)
ソフトウェア	3,910
その他の	118
(投資その他の資産)	(29,244)
投資有価証券	71
関係会社株式	10,832
関係会社出資金	534
長期貸付金	172
長期前払費用	629
繰延税金資産	3,669
差入保証金	13,149
その他の	319
貸倒引当金	△133
資産合計	93,535

科 目	金 額
[負債の部]	
流動負債	54,919
買掛金	12,811
加盟店借勘定	230
未払金	3,700
未払法人税等	250
未払消費税等	146
未払費用	357
預り金	36,163
受取利益	62
賞与引当金	173
役員業績報酬引当金	5
店舗閉鎖損失引当金	46
その他	968
固定負債	7,110
リース債務	956
長期預り保証金	3,795
長期前受取利益	47
退職給付引当金	109
資産除去債務	1,917
その他	284
負債合計	62,030
[純資産の部]	
株主資本	31,482
資本金	7,491
資本剰余金	7,645
資本準備金	7,645
利益剰余金	16,987
利益準備金	1,872
その他利益剰余金	15,114
別途積立金	10,000
繰越利益剰余金	5,114
自己株式	△642
評価・換算差額等	19
その他有価証券評価差額金	19
新株予約権	3
純資産合計	31,505
負債純資産合計	93,535

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
2021年3月1日残高	7,491	7,645	7,645	1,872	10,000	8,879	18,879	20,752
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△580	△580	△580
当期純損失						△3,184	△3,184	△3,184
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)								
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△3,764	△3,764	△3,764
2022年2月28日残高	7,491	7,645	7,645	1,872	10,000	5,114	15,114	16,987

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年3月1日残高	△641	35,247	16	16	3	35,267
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△580				△580
当期純損失		△3,184				△3,184
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)			2	2	-	2
当事業年度中の変動額合計	△0	△3,765	2	2	-	△3,762
2022年2月28日残高	△642	31,482	19	19	3	31,505

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月6日

ミニストップ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミニストップ株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミニストップ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2022年3月29日に連結子会社である韓国ミニストップ株式会社の全株式を譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年4月6日

ミニストップ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 哲也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 卓也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミニストップ株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2022年3月29日に連結子会社である韓国ミニストップ株式会社の全株式を譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成しました監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備及び運用されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等の取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月8日

ミニストップ株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	浅倉	智	㊟
社外監査役	東海	秀樹	㊟
社外監査役	橘	良治	㊟
監査役	満重	誠	㊟

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年もご出席を自粛いただき、郵送またはインターネットによる議決権行使を是非ともお願い申し上げます。

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて
 - (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
 - (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - (3) インターネットによる議決権行使は、2022年5月19日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
2. インターネットによる議決権行使方法について
 - (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 - (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
 - ※QRコードは㈱デンソーウェアの登録商標です。
3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主さまは、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
 ・電話 0120-173-027（受付時間 9：00 ～ 21：00、通話料無料）

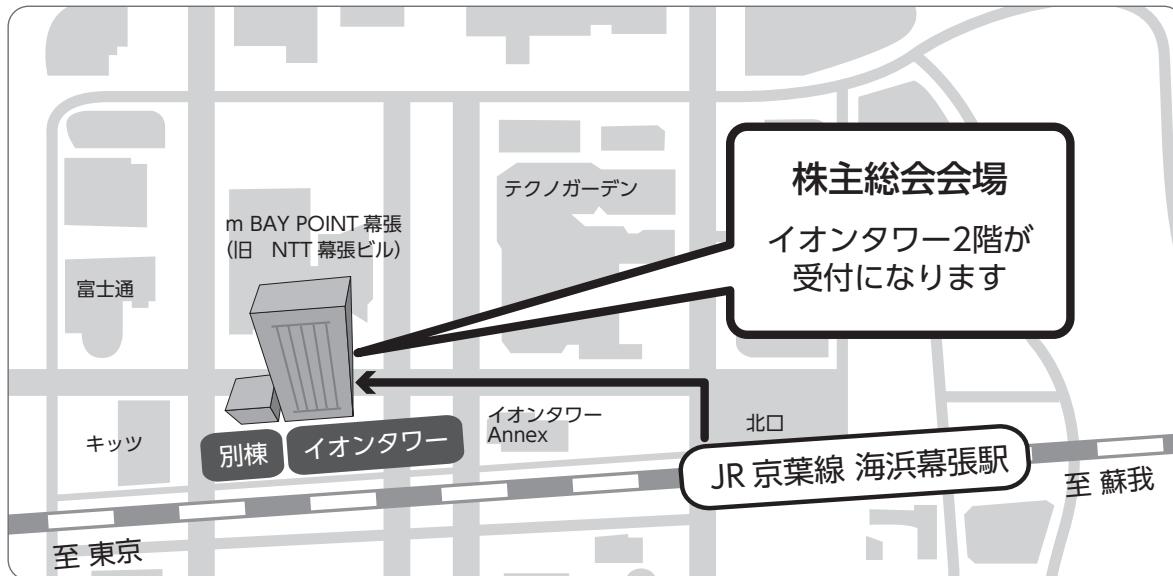
株主総会会場 ご案内図

会場

千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

イオンタワー別棟3階 多目的ホール

TEL 043 (212) 6471 (ミニストップ株式会社 総務・法務部)



交通のご案内

最寄駅 | JR京葉線海浜幕張駅下車 北口より徒歩7分

JR総武線幕張本郷駅より京成バス海浜幕張駅行きNTT下車

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年もご出席を自粛いただき、郵送またはインターネットによる議決権行使を是非ともお願い申し上げます。

安全上の理由により、お土産の配布およびドリンクの提供は中止させていただきます。